

奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団暴力団排除条例（令和7年2月条例第17号。以下「条例」という。）に基づき、条例第6条に規定する企業団の事務及び事業における措置に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 企業団発注契約 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他建設工事に関連する調査業務、その他役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち企業団が発注するもの及び企業団が行う財産の買入れ、売払い、貸付け等に係る契約をいう。
- 2 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 3 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 4 役員等 受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。
- 5 契約担当者 企業長又は事業執行に係る専決権限を有する者をいう。
- 6 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。
- 7 入札参加資格者 奈良県広域水道企業団が行う競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年4月奈良県広域水道企業団告示第12号。以下「告示」という。）第1項及び第2項に定める者をいう。

(入札等からの排除)

第3条 企業長は、企業団発注契約に係る競争入札に参加を希望する者が別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当すると認められるときは、当該競争入札参加希望者の入札参加を認めないものとする。

- 2 企業長は、入札参加資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、奈良県広域水道企業団建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領及び奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

(契約からの排除)

第4条 契約担当者は、落札者又は随意契約の通知を受けた者が契約の締結までに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者又は随意契約の通知を受けた者と契約を締結しないものとする。

- 2 契約担当者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第5条 契約担当者は、契約の相手方が企業団発注契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、遅滞なく契約担当者への報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき適切な報告及び届出を行った契約の相手方が不当介入を受けたことにより履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、契約担当者は工程の調整及び履行期限の延長等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う申請について適用し、同日前において行われた申請であって、この要綱の施行の日以後において企業長が処理することとなる事務に係るものについては、なお構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の従前の例による。
- 3 第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約であって、この要綱の施行の日以後において企業長が処理することとなる事務に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条 関係）

（措置要件）

- 1 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 4 上記2及び3に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 企業団発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- 6 受注者が、上記1から4までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（上記5に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 7 契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。